

農林漁業用燃油に係る軽油引取税の免税等に関する意見書

燃油価格は近年上昇傾向にあり、たとえば、農業・林業作業機械や漁船の動力源などに使用する軽油は、平成16年に約45円だった価格は、現在その2倍の90円近くまで上昇しており、特に燃油費が経営費の2割から3割を占める漁業経営を圧迫している。

また、施設園芸においても、A重油を使用する暖房費は経営費の大きな部分を占めており、燃油価格の上昇は深刻な問題となっている。

こうした中、これまで農林漁業者の経営安定に貢献してきた「農林漁業用軽油に係る軽油引取税の免税措置」並びに「農林漁業用A重油に係る石油石炭税の免税・還付措置」の適用期限は、いずれも平成24年3月31日までとされているところである。

免税措置が打ち切られると、1リットルあたり「軽油」は32.1円、「A重油」は2.04円、農林漁業者の負担がさらに増加し、本県の基幹産業である農林水産業の経営悪化を招くにとどまらず、経営の縮小、さらには廃業なども懸念される場所である。

よって、国におかれては、食料の供給を通じ、人々の「いのち」を支える農林水産業の経営安定を図るため、国策として、総合的な燃油高騰対策の充実・強化を図るとともに、次の措置を講じられるよう強く要望する。

- 1 農林漁業用軽油に係る軽油引取税の免税措置を継続すること
 - 2 農林漁業用A重油に係る石油石炭税の免税・還付措置を継続すること
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年10月13日

徳島県議会議長 岡 本 富 治